

第63期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成28年6月28日（火曜日）
午前10時

場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
天王寺都ホテル 6階 吉野の間

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。ぜひとも議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。詳細は2頁をご覧ください。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による
議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

目次

| | |
|----------------------|----|
| 第63期定時株主総会招集ご通知…………… | 1 |
| 株主総会参考書類…………… | 3 |
| （提供書面） | |
| 事業報告…………… | 15 |
| 連結計算書類…………… | 43 |
| 計算書類…………… | 46 |
| 監査報告書…………… | 49 |

株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長 上 東 洋次郎

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

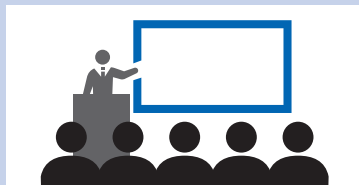
| | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 天王寺都ホテル 6階 吉野の間 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1.第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件 第3号議案 取締役賞与支給の件 |

以 上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下のいずれかの方法により、ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1 株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会
開催日時

平成28年
6月28日(火)
午前10時

2 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

行使期限

平成28年
6月27日(月)
午後5時30分
到着

以上

インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い1名減員し、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--|---|--|------------|
| 1 | かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎 (昭和32年12月15日生) 再任 在任年数 (本総会終結時) 29年 取締役会への出席率 (第63期) 100% (19/19回) | 昭和53年 4月 当社入社 昭和62年 5月 当社取締役 平成 3年 6月 当社常務取締役 平成 6年 6月 当社代表取締役社長 平成19年 4月 当社取締役 平成19年 6月 当社取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役 | 2,707,246株 |
| 取締役候補者とした理由 上東 宏一郎氏は、長年にわたり取締役として経営に参画し、かつ代表取締役社長を務めるなど豊富な経営経験を有し、現在は取締役会長として大所高所からの意思決定と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。 | | | |
| 候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 宏一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 2 | <p>かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎 (昭和34年6月5日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 23年 取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回)</p> | <p>昭和59年10月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年5月 当社取締役海外営業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長 平成19年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成27年4月 当社グローバルコマーシャル統轄(現任) 平成27年7月 JCM EUROPE GMBH.代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) JCM EUROPE GMBH.代表取締役</p> | 1,458,283株 |
| | <p>取締役候補者とした理由 上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | |
| 3 | <p>まき ひさし 牧 比佐史 (昭和24年2月26日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 15年 取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回)</p> | <p>平成3年12月 当社入社 平成13年6月 当社取締役管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役(現任) 平成26年6月 当社管理業務全般統轄(現任) 平成27年7月 当社ものづくり統轄本部長(現任)</p> | 一株 |
| | <p>取締役候補者とした理由 牧 比佐史氏は、長年にわたり財務・経理業務を中心に管理部門を牽引し、広報・IR業務にも対応して、投資家等様々なステークホルダーの視点を踏まえた経営分析及び財務戦略に基づく経営判断と実効的な業務執行の監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について 牧 比佐史氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|------------|
| 4 | いざわ ひかる 伊澤 輝 (昭和24年8月29日生) 再任 在任年数(本総会終結時) 8年 取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回) | 昭和60年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役上席執行役員 平成25年 6月 当社常務取締役(現任) 平成27年 7月 当社グローバルゲーミング統轄(現任) 平成27年 7月 JCM AMERICAN CORP.代表取締役(現任) JCM INNOVATION CORP.代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役 | 55,834株 |
| | 取締役候補者とした理由 伊澤 輝氏は、当社グループの主力製品の研究・開発を行い、その発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として海外子会社の代表取締役を兼任するなど、その豊富な製品知識及びグローバルな視点に基づく経営判断と実効的な業務執行の監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。 | | |
| 候補者と当社との間の特別の利害関係について 伊澤 輝氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。 | | | |
| 5 | たか がき つよし 高垣 豪 (昭和36年9月13日生) 再任 在任年数(本総会終結時) 3年 取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回) | 平成 9年 8月 当社入社 平成19年 6月 当社執行役員管理本部副本部長 平成23年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長 平成25年 6月 当社取締役上席執行役員(現任) 平成25年12月 当社経営企画本部長(現任) | 800株 |
| | 取締役候補者とした理由 高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。 | | |
| 候補者と当社との間の特別の利害関係について 高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|--|------------|
| 6 | <p>よし むら やす ひこ 吉村泰彦 (昭和36年11月26日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 3年</p> <p>取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回)</p> | <p>平成8年8月 サミー工業株式会社(現 サミー株式会社)入社</p> <p>平成19年4月 サミー株式会社執行役員 兼 株式会社サミーシステムズ代表取締役社長</p> <p>平成21年5月 JCMシステムズ株式会社取締役社長</p> <p>平成22年5月 JCMシステムズ株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成25年6月 当社取締役国内販売事業統轄(現任) (重要な兼職の状況) JCMシステムズ株式会社 代表取締役</p> | 400株 |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉村泰彦氏は、長年にわたる遊技場向機器事業に関する豊富な経験と実績を有し、現在は取締役として国内販売事業全般を統轄する立場から、戦略的な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉村泰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| | Brian Andrew Smith ブライアン・アンドリュー・スミス (昭和21年3月30日生) 再任 社外 独立役員 在任年数(本総会終結時) 2年 取締役会への出席率(第63期) 94.7%(18/19回) | 昭和44年 6月 カナダ国 外務省入省 昭和59年 9月 在米カナダ大使館参事官(エネルギー部門担当) 昭和62年10月 在日カナダ大使館参事官(財務、金融部門担当) 平成10年10月 カナダ国 大蔵省金融局特別アドバイザー 平成17年 8月 カナダ高級技術者評議会理事 平成22年 5月 アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表(現任) 平成23年 4月 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表(現任) 平成26年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表 | 一株 |

7

社外取締役候補者とした理由

ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、グローバルに事業展開を行う当社グループに対して、豊富な国際経験に基づく文化的差異に関する洞察力及び専門的な知見を活かした客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

ブライアン・アンドリュー・スミス氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|--|------------|
| 8 | <p>よし かわ こう じ 吉川 興治 (昭和25年2月8日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) 2年 取締役会への出席率(第63期) 94.7%(18/19回)</p> | <p>昭和53年 4月 検事任官(大阪地方検察庁)</p> <p>平成12年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>平成16年 4月 最高検察庁検事</p> <p>平成17年 7月 大阪地方検察庁次席検事</p> <p>平成21年 1月 神戸地方検察庁検事正</p> <p>平成22年 1月 検事退官</p> <p>平成22年 3月 弁護士登録</p> <p>平成26年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(馬場・高橋法律事務所)</p> | <p>一株</p> |
| | <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p> | | |
| | <p>独立性について</p> <p>当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p> | | |
| | <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | |
| | <p>責任限定契約について</p> <p>当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p> | | |

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外監査役3名を含む監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|--|--|------------|
| 1 | <p>なかむらたいぞう 中村泰三 (昭和22年1月11日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 12年</p> <p>取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回)</p> <p>監査役会への出席率(第63期) 100%(15/15回)</p> | <p>昭和41年6月 一吉証券株式会社(現いちよし証券株式会社)入社</p> <p>平成10年1月 ステラケミファ株式会社経理部マネージャー</p> <p>平成11年6月 同社内部監査室長</p> <p>平成14年7月 株式会社名豊商事(現JCMメイホウ株式会社)管理部長</p> <p>平成16年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>平成18年6月 JCMメイホウ株式会社監査役(現任)</p> <p>平成21年5月 JCMシステムズ株式会社監査役(現任)</p> | 一株 |
| <p>監査役候補者とした理由</p> <p>中村泰三氏は、経理や内部監査に関する業務に従事した後、当社子会社の管理部長を経て、現在は当社及び当社国内グループ会社全ての監査役を兼務しており、経理及び監査業務に関する十分な見識と経験を有するとともに、当社グループの業務内容にも精通していることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き監査役候補者としております。</p> | | | |
| <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>中村泰三氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|------------|
| 2 | <p>うえのみつひろ 上野光宏 (昭和29年5月28日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) —</p> <p>取締役会への出席率(第63期) —</p> <p>監査役会への出席率(第63期) —</p> | <p>昭和53年 4月 株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行</p> <p>平成12年 5月 同行千里中央支店支店長</p> <p>平成15年10月 株式会社近畿大阪銀行執行役員融資部・融資企画部担当</p> <p>平成18年 8月 フィッチ・レーティングス・リミテッドダイレクター</p> <p>平成23年 4月 オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド東京支店パーソナル・バンキング部門ダイレクター</p> <p>平成28年 4月 当社顧問(現任)</p> | <p>—株</p> |
| <p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>上野光宏氏は、長年にわたる金融機関等における国際的な業務活動を通じて培ったグローバルな視点や、様々な事業リスクに関する幅広い知識と豊富な対応経験を有することから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を新たに社外監査役候補者としております。</p> | | | |
| <p>独立性について</p> <p>当社は、上野光宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p> | | | |
| <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>上野光宏氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | | |
| <p>責任限定契約について</p> <p>当社は、上野光宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社 株式の数 |
|---|--|---|----------------|
| 3 | <p>こ いずみ ひで ゆき 小 泉 英 之 (昭和28年1月9日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数 (本総会最終時) 21年</p> <p>取締役会への出席率 (第63期) 100% (19/19回)</p> <p>監査役会への出席率 (第63期) 100% (15/15回)</p> | <p>昭和52年10月 等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所</p> <p>昭和56年 3月 公認会計士登録</p> <p>昭和61年12月 等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人 トーマツ) 退所</p> <p>昭和62年 1月 小泉公認会計士事務所開設</p> <p>平成 7年 6月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 (小泉公認会計士事務所代表) 株式会社千趣会 社外監査役</p> | <p>一株</p> |
| <p>社外監査役候補者とした理由 小泉英之氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計についての高い見識と幅広い経験を有することから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者としております。</p> | | | |
| <p>独立性について 当社は、小泉英之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p> | | | |
| <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について 小泉英之氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | | |
| <p>責任限定契約について 当社は、小泉英之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--|---|--|------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">もりもと ひろし 森本 宏 (昭和35年7月13日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p>在任年数(本総会最終時) 21年</p> <p>取締役会への出席率(第63期) 100%(19/19回)</p> <p>監査役会への出席率(第63期) 100%(15/15回)</p> | <p>昭和62年4月 弁護士登録、北浜法律事務所(現北浜法律事務所・外国法共同事業)入所</p> <p>平成7年6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士(弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO)</p> <p>株式会社千趣会 社外監査役</p> <p>株式会社ヤマヒサ 社外取締役</p> <p>岩井コスモ証券株式会社 社外監査役</p> | 一株 |
| <p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>森本 宏氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の健全性やコンプライアンス確保のための高い見識と幅広い経験を有することから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者としております。</p> | | | |
| <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>森本 宏氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> | | | |
| <p>責任限定契約について</p> <p>当社は、森本 宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p> | | | |

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）7名に対し総額6,800,000円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国では個人消費を中心に堅調に推移し、欧州でも個人消費が牽引役となり、緩やかな景気回復が持続いたしました。一方、国内経済は、期初より回復基調を続けてまいりましたが、年明け以降の円高・株安の影響により、企業の景況感や消費者マインドの下振れ、在庫調整による生産抑制がみられるなど、景気は先行きの不透明感から足踏みの状態となりました。

当社グループを取り巻く経営環境について、ゲーミング市場では、顧客の嗜好性やゲーミング関連規則改正の動向などの影響から地域による濃淡はみられるものの、総じて設備投資は低調に推移いたしました。一方、コマーシャル市場では、東欧地域やアジア地域において経済成長に伴う設備投資の拡大が続き、また、日本地域でも訪日観光客の増加や東京オリンピックの開催に向けて活発な需要がみられました。他方、日本国内を対象とする遊技場向機器市場では、適正な射幸性の実現に向けた自主規制の動向を見極めたいとする動きなどにより、新規出店やリニューアルを含めた設備投資全般に対する慎重な姿勢が継続いたしました。

このような状況の下、当社グループでは、国内コマーシャル市場における新製品として外貨両替機を投入し、販売拡大に努めるとともに、一昨年に買収したゲーミング用プリンター事業と既存事業との一体的な推進を通じて、ゲーミング市場におけるシェアの拡大と新規需要の確保に注力いたしました結果、プリンター事業の通年での売上寄与を含め、海外市場における売上拡大により、当期の売上高は297億61百万円（前期比6.6%増）となりました。

他方、利益面では、海外事業の売上拡大による利益の増加があった一方で、対米ドルのユーロ相場が大幅にユーロ安に進行した結果、欧州地域において営業利益の減少を余儀なくされたこと、及び営業外損益において、円安の進行により、米ドル建資産・負債を決算期末日の為替レートで邦貨に換算した際の影響額としての為替差益（10億40百万円）を計上した前期から一転して、当期は円高の進行により為替差損（3億98百万円）を計上したことなどから、営業利益は14億97百万円（前期比16.5%増）、経常利益は11億42百万円（前期比47.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億57百万円（前期比75.9%減）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル121.04円（前期106.46円）、ユーロは133.70円（前期140.33円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル112.69円（前期120.28円）でありました。

（ご参考）

| | | | |
|---------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 売上高 | | 営業利益 | |
| 第62期 27,917 百万円 | 前期比 6.6%増 | 第62期 1,285 百万円 | 前期比 16.5%増 |
| 第63期 29,761 百万円 | | 第63期 1,497 百万円 | |
| 経常利益 | | 親会社株主に帰属する当期純利益 | |
| 第62期 2,166 百万円 | 前期比 47.3%減 | 第62期 1,486 百万円 | 前期比 75.9%減 |
| 第63期 1,142 百万円 | | 第63期 357 百万円 | |

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

なお、当期から、報告セグメントを従来の「日本地域」「北米地域」「欧州地域」「アジア地域」の4区分から、「グローバルゲーミング」「海外コマーシャル」「国内コマーシャル」「遊技場向機器」の4区分に変更しております。前期との比較については、前期分を変更後のセグメント区分に組み替えて表示しております。

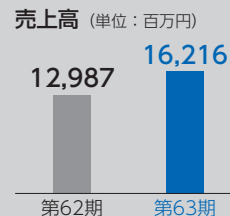
| 区分 | 第62期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで 百万円 | 第63期（当期） 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで 百万円 | 前期比増減額 百万円 | 同増減率 % |
|------------|--|--|---------------|-----------|
| グローバルゲーミング | 12,987 | 16,216 | 3,229 | 24.9 |
| 海外コマーシャル | 4,030 | 4,057 | 27 | 0.7 |
| 国内コマーシャル | 2,596 | 1,919 | △677 | △26.1 |
| 遊技場向機器 | 8,302 | 7,567 | △734 | △8.9 |
| 合計 | 27,917 | 29,761 | 1,844 | 6.6 |

（注）△は減少を示しております。

グローバルゲーミング

売上高
16,216百万円
前期比24.9%増

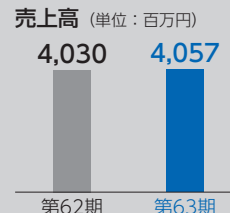
北米地域では、新設カジノの減少に伴い、ゲーミング市場における設備投資需要が低調であったことから、同市場向けの既存事業である紙幣識別機ユニットの販売は減少いたしました。その一方で、欧州地域における紙幣還流ユニットの販売が順調であったことに加え、ゲーミング用プリンター事業の売上が通期で寄与したことなどから、当セグメントの売上高は増加いたしました。



海外コマーシャル

売上高
4,057百万円
前期比0.7%増

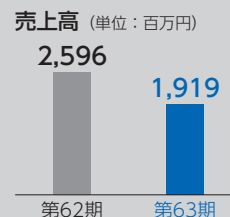
欧州地域では、需要の一巡により、流通市場向けの紙幣識別機ユニットの販売が減少いたしました。北米地域の金融市場向けの紙幣識別機ユニットの販売が堅調に推移したことなどから、当セグメントの売上高は増加いたしました。



国内コマーシャル

売上高
1,919百万円
前期比26.1%減

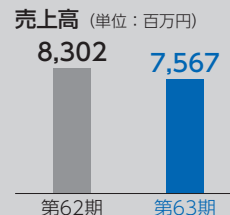
大手OEM顧客向けを中心とした貨幣処理機器ユニットや紙幣・硬貨釣銭機の販売が、OEM顧客側の在庫調整等の影響により減少したことに加え、新製品として市場投入を行った外貨両替機は、市場から高い評価を受け順次導入が進んでいるものの、本格稼働までに時間を要し、目標販売台数を下回ったことなどから、当セグメントの売上高は減少いたしました。



遊技場向機器

売上高
7,567百万円
前期比8.9%減

娯楽の多様化や、業界の自主規制に対する見極めなど、停滞する市場環境の影響を受けて、パチンコホール向けの玉貸機・メダル貸機など関連設備機器の販売が減少したことなどから、当セグメントの売上高は減少いたしました。



②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、3億83百万円であります。

その主な内容は、生産用金型1億74百万円、アミューズメント事業用ゲーム機59百万円、サーバー拡張25百万円等であります。

③資金調達の状況

当期において、新規の資金調達はありません。

なお、前期中に調達したFUTURELOGIC社の買収資金については、平成28年3月に7百万米ドルを返済の上、その残額41百万米ドルにつき契約を更新しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成28年3月30日付にて、連結子会社JCMシステムズ株式会社が展開する遊技場向機器事業のさらなる強化を図ることを目的として、シチズンホールディングス株式会社及び同社の連結子会社シルバー電研株式会社との間で、平成28年7月1日を効力発生日として、シルバー電研株式会社の事業の一部を譲り受けることを内容とする事業譲渡契約を締結いたしました。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

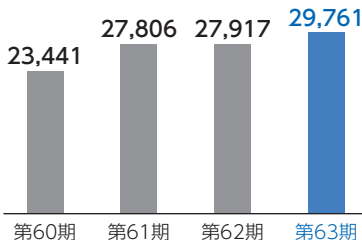
(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第60期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで | 第61期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで | 第62期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | 第63期 (当期) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 売上高(百万円) | 23,441 | 27,806 | 27,917 | 29,761 |
| 経常利益(百万円) | 1,852 | 2,114 | 2,166 | 1,142 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) | 1,432 | 1,418 | 1,486 | 357 |
| 1株当たり当期純利益 | 53円08銭 | 52円58銭 | 55円11銭 | 13円27銭 |
| 総資産(百万円) | 29,449 | 33,683 | 42,511 | 40,428 |
| 純資産(百万円) | 24,294 | 27,223 | 29,427 | 29,252 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

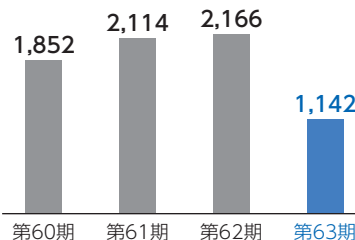
売上高

(単位：百万円)



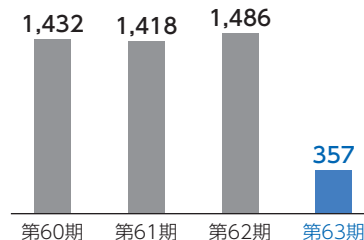
経常利益

(単位：百万円)



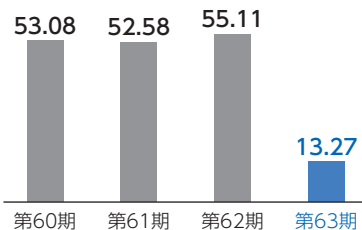
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



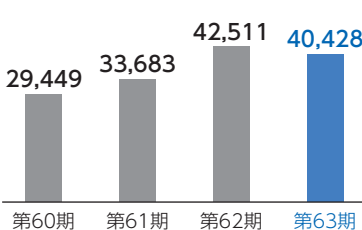
1株当たり当期純利益

(単位：円)



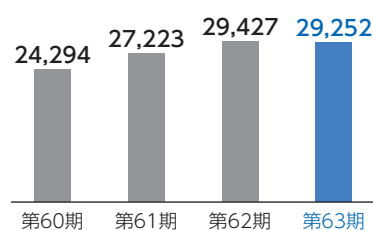
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|--------------|----------|---------------------|
| JCMシステムズ株式会社 | 100,000 千円 | 100 % | 遊技場向機器等の販売、設置工事、保守 |
| JCMメイホウ株式会社 | 50,000 千円 | (100) | 遊技機等の販売 |
| JCM AMERICAN CORP. | 7,200 千米ドル | 100 | 貨幣処理機器等の販売 |
| JCM INNOVATION CORP. | 1 千米ドル | (100) | 傘下グループの事業管理 |
| FUTURELOGIC GROUP, LLC. | — | (100) | プリンターユニット製造・販売事業の管理 |
| JCM EUROPE GMBH. | 1,650 千ユーロ | 100 | 貨幣処理機器等の販売 |
| JCM GOLD (H.K.) LTD. | 17,500 千香港ドル | 100 | 貨幣処理機器等の製造 |
| SHAFTY CO.,LTD. | 7,500 千香港ドル | 100 | 不動産賃貸業 |
| JCM CHINA CO.,LTD. | 500 千人民元 | (100) | 貨幣処理機器等の製造・販売支援 |
| J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD. | 5,000 千タイバーツ | 100 | ソフトウェアの開発 |

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む16社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。

3. FUTURELOGIC GROUP, LLC.の資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な経済環境につきましては、世界経済は、中国をはじめとする新興国の先行き不安や原油安の影響から、牽引役を欠いた厳しい展開となり、景気は総じて減速を余儀なくされるものと予想されます。また、日本経済は、個人消費、設備投資が力強さを欠き、海外経済の減速を受け輸出も緩やかな増加にとどまるなど、停滞感の強い状態で推移していくものと懸念されます。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、ゲーミング市場や遊技場向機器市場においては、設備投資に対する慎重姿勢が鮮明になりつつあり、市場規模の縮小から価格競争は激しさを増していることなどから、引き続き厳しい状況が続くものと認識しております。

以上の状況の下、「既存事業の収益力の回復」及び「新たな収益の柱となる新規事業への積極展開」をキーワードとして、それぞれの課題に取り組んでまいります。

ゲーミング市場や遊技場向機器市場などの既存事業については、米国FUTURELOGIC社や、このほど合意に達した遊技場向機器事業において新たに譲り受ける事業を中心に販路開拓に取り組むとともに、当面続くものと予想される不透明な市場環境に対しても、製品ラインナップの拡充、顧客基盤の拡大、販売網の充実等を通じて安定的なマーケットシェアの維持・確保に努めつつ、収益力の強化を図ってまいります。

一方、新たな収益の柱として注力しているコマーシャル市場については、東南アジア諸国を中心とした潜在需要の拡大や、日本における訪日外国人の増加によるいわゆるインバウンド需要が持続することが見込まれます。これらの市場では、市場や国ごとに要求される仕様や機能、価額が異なるため、それぞれの需要にきめ細かく対応した新製品や改良製品を迅速に市場へ投入することにより、新規市場の開拓と需要の創出を進め、早期に新たな収益の柱として成長するよう取り組んでまいります。

さらに、上記の各市場における目標を達成するため、安定的な市場品質の確保を通じてお客様からの信頼性の維持・向上に努めるとともに、事業規模の拡大に伴い膨らみつつある各種コストの圧縮を行い、経営全般にわたる効率化を進めてまいります。

なお、当社グループは、平成29年度（平成30年3月期）を最終年度とする中期経営計画のローリングプラン（Ⅱ）を実行中ですが、不透明な為替動向、低調な設備投資動向などの市場環境を慎重に精査するとともに、本年7月1日に事業の譲受けを予定している遊技場向機器事業の事業計画を中心に、現在見直しを進めております。

株主の皆様におかれましては、当社グループの目指す方向性につきご理解いただきますとともに、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

| 主要製品 | 製品細目等 | 用途等 |
|---|-------------|--|
| 貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース | 紙幣識別機ユニット | ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。 |
| | 紙幣還流ユニット | 紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。 |
| | プリンターユニット | 主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。 |
| | 自動納金機 | 異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。 |
| | 入出金機・釣銭機 | スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。 |
| | 紙幣鑑別機 | 金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。 |
| | OEM端末機 | 他社に対してOEM供給する製品であります。 |
| 遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器 | 外貨両替機 | 主に訪日外国人旅行者向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。 |
| | メダル自動補給システム | パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。 |
| | iクリアシステム | パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。 |
| | 景品POSシステム | パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。 |
| | パチスロ機・パチンコ機 | パチンコ店において遊技機として使用されます。 |
| その他 ※該当セグメント ・遊技場向機器 | 貨幣払出機 | 景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。 |
| | アミューズメント事業 | ゲームセンターの運営を行っております。 |
| | 環境関連機器 | パチンコ店、病院等で空気清浄用に使用されます。 |

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは、各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

| 会社名 | 名称 | 所在地 |
|------------------------------------|------|---------------|
| 日本金銭機械株式会社 (当社) | 本社 | 大阪市平野区 |
| | 東京本社 | 東京都中央区 |
| | 長浜工場 | 滋賀県長浜市 |
| JCMシステムズ株式会社 | 本社 | 東京都中央区 |
| JCMメイホウ株式会社 | 本社 | 東京都台東区 |
| JCM AMERICAN CORP. | 本社 | 米国 ネバダ州 |
| JCM INNOVATION CORP. | 本社 | 米国 ネバダ州 |
| FUTURELOGIC GROUP, LLC. | 本社 | 米国 ネバダ州 |
| JCM EUROPE GMBH. | 本社 | ドイツ デュッセルドルフ市 |
| JCM EUROPE (UK) LTD. | 本社 | 英国 ミルトンキーンズ市 |
| JCM GOLD (H.K.) LTD. | 本社 | 香港 |
| SHAFTY CO.,LTD. | 本社 | 香港 |
| JCM CHINA CO.,LTD. | 本社 | 中国 広東省 |
| J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD. | 本社 | タイ バンコク市 |

(注) 1. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

2. JCM EUROPE (UK) LTD.は、JCM EUROPE GMBH.英国支店の資産を継承の上、連結子会社FUTURELOGIC EUROPE LTD.から商号を変更したものであります。

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|-------|--------|
| 618 名 | 1 名減 |

(注) 1. 上記には準社員155名は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に使用人数を区分することは困難なため区分しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------|--------|--------|--------|
| 238 名 | 11 名増 | 42.2 歳 | 14.8 年 |

(注) 上記には派遣出向社員118名及び準社員36名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 2,479 百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,028 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 112 |

(注) 上記は外貨(米ドル)での借入れであり、借入額は期末時レートにより日本円に換算しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

| | |
|--------------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 118,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 29,662,851株 |
| ③株主数 | 19,252名 |
| ④大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|-------------|---------|
| 上東興産株式会社 | 4,661,713 株 | 17.28 % |
| 上東 宏一郎 | 2,707,246 | 10.03 |
| 上東 洋次郎 | 1,458,283 | 5.41 |
| 上東 好子 | 874,400 | 3.24 |
| 株式会社りそな銀行 | 629,343 | 2.33 |
| 株式会社三井住友銀行 | 503,724 | 1.87 |
| 日本生命保険相互会社 | 403,226 | 1.49 |
| 株式会社みずほ銀行 | 389,058 | 1.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 328,500 | 1.22 |
| トーターエンジニアリング株式会社 | 297,174 | 1.10 |

(注) 1. 当社は、自己株式2,684,803株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記大株主の上東好子氏は、平成27年5月4日に逝去された故 上東 保氏より相続したものであります。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| 発行決議日 | 平成27年8月20日 | |
| 新株予約権の数 | 147個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 14,700株（新株予約権1個につき100株） | |
| 新株予約権の払込金額 | 1個当たり122,700円（1株当たり1,227円）（注2） | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1円 | |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項 | （注3） | |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 平成27年9月5日から 平成57年9月4日まで | |
| 新株予約権の行使の条件 | （注4） | |
| 当社役員の保有状況 | 取締役 | 新株予約権の数 147個 目的となる株式数 14,700株 保有者数 5名 |

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額であり、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
3. 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
- ②当社が策定した中期経営計画の目標である第63期（平成28年3月期）から第65期（平成30年3月期）までの3期累計の連結営業利益額（以下、「累計連結営業利益額」という。）63億円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定めております。
- イ 累計連結営業利益額63億円超 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）の行使可能割合 100%
- ロ 累計連結営業利益額60億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
- ハ 累計連結営業利益額57億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
- ニ 累計連結営業利益額57億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとします。
- ③累計連結営業利益額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとします。

- ④当社の取締役を中途退任した場合は、下記の区分に応じて行使可能な個数を決定しております。
- イ 割当日から第63期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合
付与された新株予約権は行使できません。
 - ロ 第63期定時株主総会の開催日から第64期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
 - a 第63期の連結営業利益が19億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
 - b 第63期の連結営業利益が18億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
 - c 第63期の連結営業利益が17億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
 - d 第63期の連結営業利益が17億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
 - ハ 第64期定時株主総会の開催日から第65期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
 - a 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が39億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
 - b 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が37億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
 - c 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
 - d 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
- ⑥その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

②当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------------------|---|
| 取締役会長 | 上 東 宏一郎 | 上東興産株式会社 代表取締役 |
| 代表取締役社長 | 上 東 洋次郎 | グローバルコマーシャル統轄 JCM EUROPE GMBH.代表取締役 |
| 常務取締役 | 牧 比佐史 | 管理業務全般統轄 ものづくり統轄本部長 |
| 常務取締役 | 伊 澤 輝 | グローバルゲーミング統轄 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役 |
| 取締役 | 鳴 尾 英 治 | 上席執行役員 品質部門専任担当 |
| 取締役 | 高 垣 豪 | 上席執行役員 経営企画本部長 |
| 取締役 | 吉 村 泰 彦 | 国内販売事業統轄 JCMシステムズ株式会社 代表取締役 |
| 社外取締役 | ブライアン・アンドリュー・スミス | アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表 |
| 社外取締役 | 吉 川 興 治 | 弁護士 (馬場・高橋法律事務所) |
| 常勤監査役 | 中 村 泰 三 | |
| 常勤監査役 | 田 村 幸 夫 | |
| 社外監査役 | 小 泉 英 之 | 公認会計士 (小泉公認会計士事務所代表) 株式会社千趣会 社外監査役 |
| 社外監査役 | 森 本 宏 | 弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所 グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 株式会社ヤマヒサ 社外取締役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス及び吉川興治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 中村泰三氏は、ステラケミファ株式会社の経理部マネージャー、JCMメイホウ株式会社の管理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス、吉川興治及び監査役 小泉英之の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の7名であります。

| 氏名 | 主要な担当業務 |
|---------|--|
| 山 澤 茂 | 上席執行役員 グローバルコマース本部 商品企画担当 |
| 中 谷 謙 人 | 執行役員 ものづくり統轄本部 生産担当 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役 |
| 井 内 良 洋 | 執行役員 ものづくり統轄本部 担当 |
| 中 尾 晴 昭 | 執行役員 ものづくり統轄本部 担当 |
| 岩 井 一 郎 | 執行役員 品質担当 |
| 長谷川 誠 | 執行役員 グローバルコマース本部長 |
| 武 田 敬 之 | 執行役員 ものづくり統轄本部 開発担当 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役 |

②当期中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|---|
| 磯 井 昭 良 | 平成27年6月25日 | 任期満了 | 常務取締役 JCMグローバルゲーミング統轄 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役 JCM EUROPE GMBH.代表取締役 |

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|------------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| | | | 基本報酬 | 業績変動報酬 | |
| | | | | 賞与 | ストック・オプション |
| 取締役 (うち社外取締役) | 10 (2) 名 | 186 (10) 百万円 | 175 (10) 百万円 | 6 (-) 百万円 | 3 (-) 百万円 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4 (2) | 49 (13) | 49 (13) | - (-) | - (-) |
| 合計 (うち社外役員) | 14 (4) | 235 (24) | 224 (24) | 6 (-) | 3 (-) |

- (注) 1. 上記には平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額20百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として月額70百万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。
 5. 上記の報酬等の総額には、平成28年6月28日開催の第63期定時株主総会において付議いたします取締役7名に対する賞与支給予定額6.8百万円が含まれております。
 6. スtock・オプションは、取締役5名（社外取締役を除く。）に対するものであります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュース・スミス氏は、アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表及び在日カナダ商工会議所オタワ特別代表であります。当社と両団体との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場・高橋法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会、岩井コスモ証券株式会社の社外監査役及び株式会社ヤマヒサの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

| 氏名等 | 取締役会（19回開催） | | 監査役会（15回開催） | |
|------------------------|-------------|--------|-------------|-------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス | 18 回 | 94.7 % | — 回 | — % |
| 社外取締役 吉川 興治 | 18 | 94.7 | — | — |
| 社外監査役 小泉 英之 | 19 | 100.0 | 15 | 100.0 |
| 社外監査役 森本 宏 | 19 | 100.0 | 15 | 100.0 |

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、豊富な国際経験と経営者としての専門的な知見に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

| 区分 | 支払額 |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 49 百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 49 |

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議し、運用しております。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報その他の情報を文書（書類、印刷物その他一切の記録（電磁的媒体によるものを含む。））に記録し、保存する。取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に本社において閲覧が可能な方法で保管する。

(運用状況)

文書管理規程を定め、取締役会議事録、決裁稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に文書に記録し、保存及び管理しております。また、取締役又は監査役からの要請に迅速に対応できる閲覧体制を維持しております。

②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループ全体のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当部署を定めるとともに、当社グループ全体のリスク管理活動を統轄する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当取締役を同委員会の委員長とする。

(運用状況)

リスク管理規程に従い、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を、年1回開催しております。

ロ. リスク管理委員会は、リスク管理担当部署から、定期的にリスクの状況に関する報告を受け、当社グループのリスク管理全般に関する事項の検討・報告・決定等を行う。リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて提言を行う。

(運用状況)

リスク管理担当部署である人事総務部はリスクの状況について報告を行い、執行役員を中心に構成するリスク管理連絡会において情報を共有するとともに、リスク管理委員会にて検討等を行っております。また、リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を適宜、取締役会及び監査役会に報告しております。

ハ. リスク管理担当取締役は、期ごとにリスク管理活動計画を策定し、前記のリスク管理活動の状況とともに監査役会に報告する。

(運用状況)

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会において、次期のリスク活動計画策定を付議し、その承認を得るとともに、リスク管理活動状況について監査役会に報告しております。

- 二. リスク管理委員会は、リスク管理の機能状況の検証を行うとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理体制等の見直しを行う。

(運用状況)

リスク管理委員会では、リスク管理の機能状況について検証し、新たなリスクが判明した場合にはリスク管理体制の見直しを行っております。

③当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 業務規程、決裁権限規程及びその他の規程により、当社グループ全体について取締役会、常務会等の役割、使用人の職位・職務分担・職務権限、役員・使用人の決裁権限等を明確にし、業務の効率性を高める。

(運用状況)

業務規程、決裁権限規程その他の規程に従い、各自の業務分担、決裁権限を明確にすることで、迅速で効率的な職務執行の実現を図っております。

- ロ. 社外取締役制度の導入により、取締役会の監視機能を強化し、また、執行役員への権限の委譲や組織のスリム化により、経営判断の一層の迅速化、公正化を図る。

(運用状況)

社外取締役による客観的かつ中立的な監視機能は十分に発揮されております。また、決裁権限規程において執行役員への権限移譲を行っており、経営判断のスピードアップを図っております。

- ハ. 当社は、3事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

(運用状況)

平成26年2月策定の3事業年度を対象とする中期経営計画について、平成27年5月にローリングプラン（Ⅱ）を策定しており、当該プランを具体化するため、毎年度グループ全体の重点経営目標及び予算配分を定めております。

④当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの役員・使用人が法令及び諸規則を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

(運用状況)

法遵守行動規範を定めて、社内イントラネットにて常時閲覧できる状態にしております。

ロ. コンプライアンス体制に関する規程（コンプライアンス規程）を制定し、コンプライアンスを実現させるための具体的なプログラムとして当社及び当社の子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを定める。また、コンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、コンプライアンス委員会を設け、当社及び当社の子会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統轄することとし、併せて当社のコンプライアンス担当取締役をコンプライアンス委員会の委員長とする。

(運用状況)

コンプライアンス規程及びコンプライアンス・プログラムを定め、グループ内の統轄を行っております。特にゲーミングライセンスに基づく規制の厳しい米国子会社とは、定期的に会議を開催し、コンプライアンスの遵守状況を確認しております。

ハ. 法令違反行為、不正行為及び法令違反の疑義がある行為等について当社及び当社子会社の使用人が直接情報提供を行う手段として、当社内部に社内相談室及び投書箱を設置するとともに、外部専門家を窓口とする社外相談室を設置する。社内相談室はコンプライアンス責任者が担当し、投書箱は常勤監査役の所管とする。通報を受けた場合は、通報内容を調査するとともに、再発防止策をとるものとする。

(運用状況)

内部通報制度を定め、通報者保護を図りつつ、不正行為等の早期発見と自主的是正を図っております。

ニ. 当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を充実させるとともに、当社グループの役員・使用人がコンプライアンスを実践するための手引きとして、コンプライアンス・マニュアル及び同細則を定める。

(運用状況)

コンプライアンス・マニュアル及び同細則を定め、社内イントラネットにて常に閲覧できる状態にしております。また、役員や役職者向けのコンプライアンス講習会、全従業員を対象としたコンプライアンス研修会を実施しております。

- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを法遵守行動規範において明確にするとともに、当社の子会社を含めた役員・使用人へのコンプライアンス教育を行って遵法意識の醸成に努める。

また、経営企画本部内に不当要求防止責任者を設置するとともに、警察当局・弁護士等の外部専門機関と十分に連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に適時適切に対応できる体制を構築する。

(運用状況)

役員及び全従業員に対するコンプライアンスに関する講習・研修を行うことで、遵法意識の醸成に努めております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察当局、弁護士などの外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力の不当要求に対応できる体制を構築しております。

⑤当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社管理規程により、当社による子会社管理の適正化を図ることとし、当社における子会社の管理担当部署を経営企画本部とする。

(運用状況)

グループ会社管理規程に基づき、経営企画本部が主管となり、子会社管理の適正化を図っております。

- ロ. 当社及び当社の子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを制定し、併せてコンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、当社代表取締役、コンプライアンス担当取締役、当社及び当社の子会社のコンプライアンス責任者等で構成されるコンプライアンス委員会を設置することにより、当社及び当社の子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・報告等が効率的に行われるシステムを構築する。

(運用状況)

コンプライアンス・プログラムを制定して、前述のとおり、特にゲーミングライセンスの関係で規制の厳しい米国子会社とは、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。また、その他子会社とは法務担当者等と連携し、適宜協議、情報の共有化、指示・報告等を行える体制を構築しております。

- ハ. 取締役の業務執行状況報告の一環として、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への毎月の報告を義務付ける。

(運用状況)

営業成績その他重要な情報については、当社の月次会議において逐次報告されております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を設置し、監査役の職務の補助に努める。また、必要に応じ経営企画本部内部監査グループに所属する使用人に対しても監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

(運用状況)

監査役室長として、監査役の職務を補助する使用人1名を専任で配置しており、必要に応じて経営企画本部内部監査グループ所属の使用人にも必要な事項を命令できるようにしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の意見を尊重するものとする。

(運用状況)

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないこととしております。また、当該使用人の人事考課について、監査役会の意見を尊重することにより、取締役からの独立性を確保しております。なお、当該使用人についての人事異動、懲戒処分は、当期は発生しておりません。

⑧当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び当社子会社の取締役並びに監査役は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社監査役に対して i. 常務会で決議された事項、ii. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、iii. 毎月の経営状況として重要な事項、iv. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、v. 重大な法令・定款違反、vi. 内部通報制度に関する通報状況及びその内容、vii. その他コンプライアンス上重要な事項を報告しなければならないものとする。当社及び当社子会社の使用人は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社監査役に対して、上記のうち ii.、v. 及び vii. の事項を報告できるものとする。

(運用状況)

当社の取締役及び当社子会社の取締役並びに監査役から、必要に応じて当社監査役へのコンプライアンス上の重要な事項に関する報告は適切に行われております。また、当社及び当社子会社の使用人についても、当社監査役へ報告できるものとしております。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して投書箱を通じて通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報を行ったこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

(運用状況)

内部通報規程において、当社監査役に対する投書箱を通じた内部通報制度の運用及び通報者の不利益な取扱い禁止を明確に定めております。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

当期についても、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図る。

(運用状況)

監査役は、取締役及び使用人との意思の疎通を図り、平素より監査の実効性に有用な情報を入手しております。

ロ. 監査役と代表取締役は、相互に意思疎通を図るとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をするため、定期的に会合を持つものとする。

(運用状況)

監査役と代表取締役は定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期は親会社株主に帰属する当期純利益が前期に比較して減少いたしました。当社グループの利益還元の基本理念である「永く当社株式を保有していただくこと」を踏まえ、利益剰余金の状況や純資産配当率などを総合的に勘案して、当期の期末配当金につきましては、期初の予想どおり1株当たり8.5円（中間配当金と合わせて年間17円）といたしました。これにより当期の配当性向は128.1%、純資産配当率は1.6%となります。

内部留保金につきましては、今後の事業拡大に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、生産効率の向上に向けた設備投資など、持続的な成長確保のために有効に活用してまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様の承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものではありません。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減比並びに監査役取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 26,121,107 |
| 現金及び預金 | 8,814,795 |
| 受取手形及び売掛金 | 6,556,700 |
| 有価証券 | 84,721 |
| 商品及び製品 | 6,089,803 |
| 仕掛品 | 711,767 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,978,839 |
| 繰延税金資産 | 575,297 |
| その他の流動資産 | 573,032 |
| 貸倒引当金 | △263,849 |
| 固定資産 | 14,307,730 |
| 有形固定資産 | 5,090,253 |
| 建物及び構築物 | 2,016,240 |
| 機械装置及び運搬具 | 148,577 |
| 土地 | 1,847,351 |
| リース資産 | 112,492 |
| その他の有形固定資産 | 965,590 |
| 無形固定資産 | 7,554,659 |
| のれん | 2,625,420 |
| 技術資産 | 500,990 |
| 顧客関連資産 | 3,839,480 |
| 商標 | 516,856 |
| ソフトウェア | 65,023 |
| その他の無形固定資産 | 6,887 |
| 投資その他の資産 | 1,662,818 |
| 投資有価証券 | 616,836 |
| 退職給付に係る資産 | 509,391 |
| その他の投資等 | 590,477 |
| 貸倒引当金 | △53,887 |
| 資産合計 | 40,428,838 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 10,440,271 |
| 支払手形及び買掛金 | 3,433,683 |
| 短期借入金 | 4,620,290 |
| リース債務 | 91,959 |
| 未払法人税等 | 307,798 |
| 賞与引当金 | 256,898 |
| 役員賞与引当金 | 8,800 |
| 繰延税金負債 | 27,793 |
| その他の流動負債 | 1,693,048 |
| 固定負債 | 736,497 |
| リース債務 | 146,476 |
| 繰延税金負債 | 237,385 |
| 厚生年金基金解散損失引当金 | 67,000 |
| その他の固定負債 | 285,635 |
| 負債合計 | 11,176,768 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 28,471,129 |
| 資本金 | 2,216,945 |
| 資本剰余金 | 2,068,964 |
| 利益剰余金 | 26,514,737 |
| 自己株式 | △2,329,517 |
| その他の包括利益累計額 | 777,226 |
| その他有価証券評価差額金 | 69,263 |
| 為替換算調整勘定 | 707,962 |
| 新株予約権 | 3,713 |
| 純資産合計 | 29,252,069 |
| 負債・純資産合計 | 40,428,838 |

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 29,761,993 |
| 売上原価 | 18,020,010 |
| 売上総利益 | 11,741,983 |
| 割賦販売未実現利益戻入額 | 76,118 |
| 割賦販売未実現利益繰入額 | 64,907 |
| 差引売上総利益 | 11,753,193 |
| 販売費及び一般管理費 | 10,255,601 |
| 営業利益 | 1,497,592 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 22,405 |
| 受取配当金 | 17,237 |
| 持分法による投資利益 | 8,017 |
| その他 | 115,481 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 37,531 |
| リース解約損 | 45,390 |
| 為替差損 | 398,801 |
| その他 | 36,911 |
| 経常利益 | 1,142,099 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 1,770 |
| 投資有価証券売却益 | 8,347 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 43,862 |
| 固定資産売却損 | 277 |
| 投資有価証券評価損 | 42,437 |
| その他 | 4,774 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,060,865 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 771,593 |
| 法人税等調整額 | △68,669 |
| 当期純利益 | 357,941 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 357,941 |

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日残高 | 2,216,945 | 2,068,964 | 26,669,381 | △2,329,339 | 28,625,951 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △512,586 | | △512,586 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 357,941 | | 357,941 |
| 自己株式の取得 | | | | △177 | △177 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △154,644 | △177 | △154,822 |
| 平成28年3月31日残高 | 2,216,945 | 2,068,964 | 26,514,737 | △2,329,517 | 28,471,129 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|----------|---------------|-------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 平成27年4月1日残高 | 115,562 | 686,239 | 801,801 | — | 29,427,753 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △512,586 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 357,941 |
| 自己株式の取得 | | | | | △177 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △46,298 | 21,722 | △24,575 | 3,713 | △20,861 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △46,298 | 21,722 | △24,575 | 3,713 | △175,684 |
| 平成28年3月31日残高 | 69,263 | 707,962 | 777,226 | 3,713 | 29,252,069 |

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 10,403,263 |
| 現金及び預金 | 3,988,897 |
| 売掛金 | 2,924,110 |
| 商品及び製品 | 362,542 |
| 仕掛品 | 579,761 |
| 材料及び貯蔵品 | 951,457 |
| 前払費用 | 51,523 |
| 未収入金 | 413,159 |
| 未収還付人税金等 | 25,954 |
| 未収消費税等 | 111,751 |
| 関係会社短期貸付金 | 788,830 |
| 繰延税金資産 | 211,459 |
| その他の流動資産 | 50,175 |
| 貸倒引当金 | △56,358 |
| 固定資産 | 12,696,376 |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 1,560,883 |
| 構築物 | 7,953 |
| 機械及び装置 | 11,044 |
| 車両運搬具 | 504 |
| 工具、器具及び備品 | 836,030 |
| 土地 | 1,465,393 |
| 建設仮勘定 | 22,281 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 56,520 |
| その他の無形固定資産 | 6,612 |
| 投資その他の資産 | 8,729,150 |
| 投資有価証券 | 585,299 |
| 関係会社株 | 1,031,679 |
| 出資 | 4,920 |
| 関係会社出資金 | 606,224 |
| 関係会社長期貸付金 | 5,972,570 |
| 長期前払費用 | 160 |
| 差入保証券 | 5,872 |
| 会費 | 53,350 |
| 前払年金費用 | 505,409 |
| その他の投資等 | 11,916 |
| 貸倒引当金 | △48,250 |
| 資産合計 | 23,099,639 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 6,734,059 |
| 買掛金 | 1,446,940 |
| 短期借入金 | 4,620,290 |
| 未払金 | 386,883 |
| 未払費用 | 66,469 |
| 賞与引当金 | 175,498 |
| 役員賞与引当金 | 6,800 |
| その他の流動負債 | 31,176 |
| 固定負債 | 262,852 |
| 繰延税金負債 | 47,994 |
| 厚生年金基金解散損失引当金 | 67,000 |
| その他の固定負債 | 147,857 |
| 負債合計 | 6,996,911 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 16,044,378 |
| 資本金 | 2,216,945 |
| 資本剰余金 | 2,068,964 |
| 資本準備金 | 2,063,905 |
| その他資本剰余金 | 5,058 |
| 利益剰余金 | 14,087,986 |
| 利益準備金 | 274,318 |
| その他利益剰余金 | 13,813,667 |
| 別途積立金 | 13,574,761 |
| 繰越利益剰余金 | 238,906 |
| 自己株式 | △2,329,517 |
| 評価・換算差額等 | 54,636 |
| その他有価証券評価差額金 | 54,636 |
| 新株予約権 | 3,713 |
| 純資産合計 | 16,102,728 |
| 負債・純資産合計 | 23,099,639 |

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高 | | |
| 商品及び製品売上高 | 5,549,489 | |
| 役員収益 | 2,782,094 | 8,331,583 |
| 売上原価 | | 5,535,764 |
| 売上総利益 | | 2,795,819 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,818,707 |
| 営業損失 | | 22,888 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 134,523 | |
| 受取配当金 | 472,806 | |
| 業務受託料 | 321,922 | |
| 受取賃貸料 | 37,634 | |
| 雑収入 | 13,436 | 980,324 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 32,488 | |
| 業務受託原価 | 301,511 | |
| 賃貸収入原価 | 37,634 | |
| 為替差損 | 336,444 | |
| 雑損失 | 11,119 | 719,197 |
| 経常利益 | | 238,238 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 7,685 | |
| 投資有価証券評価損 | 42,437 | 50,123 |
| 税引前当期純利益 | | 188,115 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 167,545 | |
| 法人税等調整額 | 12,642 | 180,187 |
| 当期純利益 | | 7,927 |

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------|-------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成27年4月1日 高残 | 2,216,945 | 2,063,905 | 5,058 | 2,068,964 | 274,318 | 12,054,761 | 2,263,564 | 14,592,644 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △512,586 | △512,586 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 1,520,000 | △1,520,000 | — |
| 当期純利益 | | | | | | | 7,927 | 7,927 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | — | 1,520,000 | △2,024,658 | △504,658 |
| 平成28年3月31日 高残 | 2,216,945 | 2,063,905 | 5,058 | 2,068,964 | 274,318 | 13,574,761 | 238,906 | 14,087,986 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------|------------|------------------|----------------|-------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成27年4月1日 高残 | △2,329,339 | 16,549,214 | 100,796 | 100,796 | — | 16,650,010 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △512,586 | | | | △512,586 |
| 別途積立金の積立 | | — | | | | — |
| 当期純利益 | | 7,927 | | | | 7,927 |
| 自己株式の取得 | △177 | △177 | | | | △177 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | — | △46,160 | △46,160 | 3,713 | △42,446 |
| 事業年度中の変動額合計 | △177 | △504,835 | △46,160 | △46,160 | 3,713 | △547,282 |
| 平成28年3月31日 高残 | △2,329,517 | 16,044,378 | 54,636 | 54,636 | 3,713 | 16,102,728 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

平成28年5月20日

新日本有限責任監査法人

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

平成28年5月20日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役 中村 泰三 ㊟

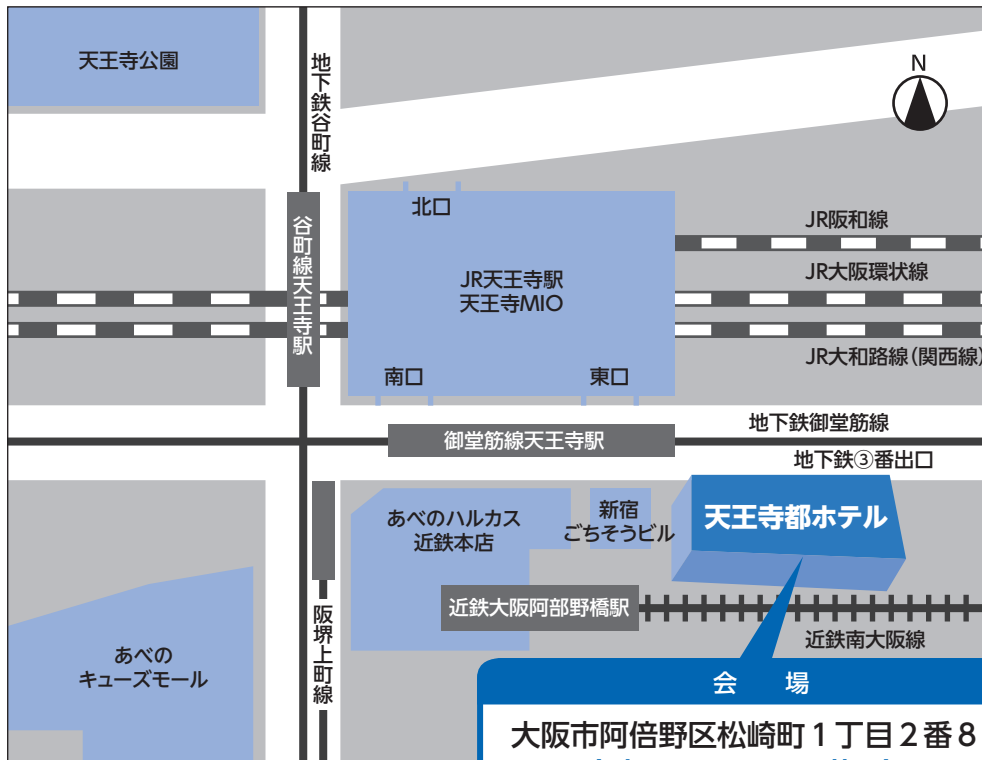
常勤監査役 田村 幸夫 ㊟

社外監査役 小泉 英之 ㊟

社外監査役 森本 宏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会 場

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
天王寺都ホテル 6階 吉野の間
TEL (06) 6628-3200

交通のご案内

- ▶ JR天王寺駅東口／近鉄大阪阿部野橋駅東口より徒歩約1分
 - ▶ 地下鉄天王寺駅（御堂筋線・谷町線）③番出口より徒歩約1分
- ※ホテルには駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社の役員及び従業員は、省エネルギーへの取組みの一環として、軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

